

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和61年3月新潟県病院局告示第2号）の一部を次のとおり改正し、令和元年8月26日から実施する。

令和元年8月23日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
2 新潟県病院局出納取扱金融機関 病院公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗		2 新潟県病院局出納取扱金融機関 病院公金の収納及び支払の事務を取り扱う店舗	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
北越銀行新潟県庁支店	(略)	北越銀行県庁支店	(略)
3 新潟県病院局収納取扱金融機関 (1) (略) (2) 病院公金の収納の事務を取り扱う店舗		3 新潟県病院局収納取扱金融機関 (1) (略) (2) 病院公金の収納の事務を取り扱う店舗	
名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	名称	主たる事務所の位置又は店舗の位置
(略)	(略)	(略)	(略)
北越銀行の新潟県内全店舗（新潟県庁支店及び前記(1)の店舗を除く。）	(略)	北越銀行の新潟県内全店舗（県庁支店及び前記(1)の店舗を除く。）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)